

〈立法紹介〉

イギリスの保健婦助産婦看護婦法

柳井圭子

Nurse, Midwives and Health Visitors Act 1997
and the introduction of new regulation

Keiko Yanai

Abstract

All medical staff practices are governed by legal regulation. For professional nurses, midwives and health visitors, the main law is the Nurse, Midwives and Health Visitors Act. If the profession of nursing is attain more autonomy this act must be altered; how should such alteration be determined? To answer this question it is useful to consider the laws governing nursing in other countries. This report introduces the UK act, to elucidate reconsideration of the governing law in Japan.

Key words: 立法紹介(Regulation introduction)、Nurse, Midwives and Health Visitors(保健婦助産婦看護婦)、Act(法律)、UK(イギリス), 1997

はじめに

医療提供者には、その職務ゆえ法的規制が課せられている。看護専門職者（本稿では、保健婦（士）・助産婦・看護婦（士）をいう。）にとりその主たる法は、保健婦助産婦看護婦法（以下、「保助看法」という。）である⁽¹⁾。近年、看護専門職者がより自律的・主体的に活動できるよう、保助看法を改正するための議論が活発化している。しかしながら、看護専門職者の資格及び業務など現行の保助看法に基づき活動している状態で、どのように改正すべきかということは、関連法も踏まえて十分検討すべき課題であろう。また、その際には、他国の保助看法も視野に入れた検討が必要であると思われる。

本稿は、我が国の保助看法再考の一助とすべくイギリスの保助看法を紹介するものである。なお、紙面の関係上、附則については見出しのみとする。

本文 保健婦助産婦看護婦法 1997

1997年 法律第24号

本法は、1979年保助看法とその改正法とをまとめたものである。(1997年3月9日)

女王陛下は、ここに召集せられたる今議会において、貴族議員、僧侶議員及び庶民議員の助言と承認、並びにその権威により、次に掲げるとおり、制定せられる。

【中央審議会】

第1条〈中央審議会の組織〉

- (1) 保健婦・助産婦・看護婦の中央審議会（UKCC）という法人を存続するものとする。
- (2) 本法附則1の1条に基づき、審議会は60名の構成員で組織されるものとする。
- (3) 審議会の2/3の構成員（「選ばれた構成員」という。）は、1992年の保健婦・助産婦・看護婦の中央審議会令（本法附則1の2条に基づき修正されている）

る。)による選挙制度による選出に基づき、国務大臣によって任命されなければならない。

- (4) 第3項によるもの以外の構成員は、国務大臣によって以下に定めるものから任命されなければならない。
 - (a) 登録された保健婦・助産婦・看護婦、若しくは開業医：または
 - (b) 国務大臣により、他分野での資格、教育、経験が、審議会の任務遂行において有益であるだろうとされるもの
- (5) 第4項により任命する際には、国務大臣は特に以下のことに留意しなければならない。
 - (a) 審議会の構成員は登録された保健婦・助産婦・看護婦であり、かつ、イギリスの各地で生活、若しくは就業していることを確保する必要性：かつ
 - (b) 保健婦・助産婦・看護婦の業務の指導する資格及び経験が審議会で十分に示されることを確保する必要性
- (6) 審議会は、選出された構成員のなかから議長と副議長をおくものとする。
- (7) 本法の附則1は、審議会の構成及び運営等々に関して、効力を有するものとする。
- (8) 第3項にいう選任された構成員の交代として任命されるものは、選任された構成員として扱わなければならない。

第2条〈審議会の職務〉

- (1) 中央審議会の主たる職務は、保健婦・助産婦・看護婦のための訓練の基準及び専門職者の準則を確立し、発展させることにある。
- (2) 審議会は、確立した訓練の水準がイギリス社会における義務に対応するようなものであることを保障しなければならない。
- (3) 審議会は、登録されるための資格要件として、そこで受ける訓練の種類と基準を決定し規則により定めることとする。
- (4) 当該規則には、また、すでに登録されたものが登録後訓練を受けるための訓練の種類、内容、水準のための規定を定めることができる。
- (5) 審議会は、適当と思われる方法により、専門職者の準則の水準において、保健婦・助産婦・看護婦に助言をなすという規定を含むことができる。
- (6) 職務遂行において、審議会は少数派の代表であるものを含め、専門職者内すべての集団の利益を適切に考慮しなければならない。

第3条〈審議会の常任委員会〉

- (1) 国務大臣は命令により、常任委員会として助産婦委員会および財務委員会を構成しなければならない。
- (2) 審議会はすべての財務事項につき、財務委員会に意見を求めなければならない。
- (3) (第2条6項で課されている義務に照らして) 審議会は、国務大臣にそうすることを求めるときには、国務大臣は命令によって、審議会の他の常任委員会を構成し、また(命令に定めた範囲内で)その他の事項につき、それら委員会と協議するよう求めること、あるいは、そのための審議会の職務を委員会に行わせることができる。
- (4) 常任委員会を構成するという命令は、
 - (a) 審議会の構成員でないものが、その委員会の構成員として任命されるよう定めることができる。：かつ
 - (b) 委員会の過半数の者は、主に関わっている専門分野で就業している、あるいは就業していたものであると定めることとする。

第4条〈助産婦委員会〉

- (1) 審議会の助産婦委員会の構成員の過半数は、開業助産婦とする。
- (2) 審議会は、助産業務に関するすべての事項につき委員会と協議しなければならない。その委員会は、審議会のために、審議会が若しくは国務大臣の命令により委任された審議会の職務を行うものとする。
- (3) 審議会は、提案された事項を、以下の14条に基づき、諸規則の作成、改正および廃止をするよう委員会に委任することができる。また、その委員会は、その提案を考慮し、そのことについて審議会へ報告しなければならない。
- (4) その諸規則が審議会の助産婦委員会の勧告にしたがって作成されたと認められるまでは、国務大臣は助産婦の業務に関する諸規則を認めないこととする。
- (5) 第3項によるもの他に助産婦委員会に課せられたいかなる事項も、審議会が委員会にそれを明示的に最終的に取り扱うよう認めるかぎりにおいて、最終的には審議会にかわって委員会において取り扱われることとする。また、委員会はその事項を処理した方法を審議会に報告しなければならない。

【全国委員会及び中央審議会との関係】

第5条〈全国委員会の組織〉

- (1) イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドは各地に保健婦・助産婦・看護婦の全国委員会を有するものとする。その委員会は法人とする。
- (2) 全国委員会は、以下のような構成としなければならない。
 - (a) 登録された保健婦・助産婦・看護婦の者から国務大臣によって任命された議長
 - (b) 国務大臣による命令により指名することができる任命された他の多くの構成員
 - (c) 委員会の事務総長としては、第7 a項により当分の間任命されている者
 - (d) 国務大臣の命令により本条のため指定された委員会の職務においては、第7 b項により当分の間任命されている者
- (3) 第2 b項の定める全国委員会の任命については、以下の者からなされるものとする。
 - (a) 登録された保健婦・助産婦・看護婦の者から：若しくは
 - (b) 国務大臣の見解で、委員会の職務遂行において有用性のありうる教育及び他の領域において資格と経験を有する者から
- (4) 国務大臣は、全国委員会に関しては委員会の過半数の構成員が登録された保健婦・助産婦・看護婦であることを確保するよう、本条に基づく権能を行使しなければならない。
- (5) 大蔵省の同意をもって、国務大臣は以下のことができる。
 - (a) 国務大臣の指名による全国委員会の構成員である者に、国務大臣が適当であると思われる報酬を支払うこと。
 - (b) 国務大臣が適当な給与、或いはその者への年金、手当で、特別賞与についての規定を定めること。
- (6) 全国委員会は、議長、構成員、そして常任及び他の委員会に出席するよう任命した他の者について、国務大臣が大蔵省の同意により決定した旅費及び他の手当を支払うことができる。
- (7) 全国委員会は、委員会によって任命される以下の者をおくものとする。
 - (a) 事務局長
 - (b) 国務大臣が、本項のため命令により指名しうる他の職員
- (8) 国務大臣は命令により、適当と考える全国委員会の

組織と管理のための更なる規定を定めることができる。

- (9) 第8項の一般的な規定に反しない範囲において、第8項は以下の規定を含むことができる。
 - (a) 全員の資格に関すること
 - (b) 副議長の指名及びその者の権能に関すること
 - (c) 議長、副議長、その他の構成員の任期
 - (d) 職員の任命に関すること
 - (e) 大蔵省の同意をもって国務大臣が承認する被用者への支払いを求めること
 - (f) 国務大臣の書面の指導によりなされるスタッフの雇用のための権能を求めること
 - (g) 委員会組織を含める手続に関すること
 - (h) 全国委員会のメンバーでない者を委員会の構成員として指名すること
- (10) 第8項による命令は、書類による証明としての規定を含むことができる。
- (11) 本条による命令は、別の委員会に関して別の規定をおくことができる。

第6条〈委員会の職務〉

- (1) イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの各全国委員会は、
 - (a) 以下の規定に関する制度を承認する。
 - (1) 保健婦・助産婦・看護婦という登録の資格、あるいは登録簿に追加的な資格を与えるための訓練課程：かつ
 - (2) すでに登録されたものに対する更なる訓練課程
 - (b) そのような課程が、種類、内容及び基準として中央審議会の資格要件に適合しているよう確保すること。
 - (c) 登録のための要件を充足するために必要な試験、若しくは他の追加的資格を得るための試験を実施すること、あるいは他のものが実施するため改変すること。
 - (d) 訓練方法の改善を促進するについて審議会への協力を行うこと：かつ
 - (e) 国務大臣が命令により定めるところにより、保健婦・助産婦・看護婦に関し他の職務を行うこと。
- (2) 全国委員会は、審議会の適用される諸規制により、かつそれに従って、委員会の職務を行わなければならない。また全国委員会は、異なる専門職者に適用するにつき差異を考慮しなければならない。

【登録】

第7条〈専門職者の登録簿〉

- (1) 中央審議会は、資格ある保健婦・助産婦・看護婦の登録の管理を続けることとする。
- (2) 登録簿は、(それぞれの資格、それぞれの訓練の種類と基準に対応し) 国務大臣が命令によって定めた部分に分類されなければならない。また、本法における登録簿の各部分とは、前において決定された部分をいう。
- (3) 審議会は、諸規制により以下のことを定めることができる。
 - (a) 登録のための必要書類及びその他の証明について、また、登録や資格追加のための手数料、及び、抹消回復のための記入を求める手数料。
 - (b) 登録簿の保管について、また、登録簿の抄本閲覧やコピーの手続きについてのこと。
 - (c) 登録は、無期限に有効であるという規定をおくことができる。(非行や他のことにより登録簿から削除されるか) 若しくは特定の期限の経過後に、または特定の場合には効力を失うとするか更新を要するとするか、どのように定めてもよいとする。
- (4) 国務大臣は、命令によって以下のことを定めることができる。
 - (a) 登録簿の1に、ないしそれ以上の区分に登録されるべきこと、1979年の旧法に従って保管されていた登録簿や名簿にすでに載っていた者、あるいは、過去にこれらの法律により資格を有していた者はそれを登録することができる。
 - (b) 命令により定めた日から停止の一部、特定の部分を閉鎖し、もって当該の日ないし、その日以降、何人もその部分に登録されることがないという定めをおくことができる。
 - (c) 登録簿の特定部分に対して、それ以降、ある特定の部分に対しそれを再区分すること、あるいは2以上の区分を1に統合すること。国務大臣は、本条に基づき命令を作成これを改正し、または廃止する前には、中央審議会に協議しなければならない。
- (5) 登録日が記載されている、あるいは記載されていない者が審議会により発行された真正であると認められた証明書については、当該証明書に述べられたことにつき全裁判所において証拠となるものとする。
- (6) 法律及び制定法文書において(過去将来を問わず、本法を含め) 保健婦・助産婦・看護婦の「登録された」という文言は、保健婦・助産婦・看護婦の資格の

理由として、本条により管理されている登録簿に登録されていることをいう。

- (7) 本条2項による命令は、その者が登録された部分に関して、その者が特定の法律や制定法文書にいう、資格ある看護婦として取り扱われる、より上級の資格につき定めることができる。

第8条〈登録簿への記載〉

- (1) 登録簿の一部に記載を求めるものは、中央審議会の諸規則に従い審議会へ申請しなければならない。
- (2) 以下の第6項に従い、その申請は申請人が適性があり、かつ適切な専門職者の資格を有すると認める場合に、(諸規則に定められる手数料を支払い) 当該部分に登録されることとする。
- (3) 申請人は、以下の場合においては、資格あるものとしてみなされなければならない。
 - (a) (登録簿に記載されるための審議会の定めに従い) 申請人がイギリスで訓練を受け、かつ試験に合格した場合。：若しくは、
 - (b) 申請人がEEA⁽²⁾の加盟国の国籍を有するものであり、国務大臣が命令により当該部分に登録されるためEEAにおける同等の資格があると指定するイギリス以外の加盟国で得た専門職者の資格を有する場合：または
 - (c) イギリス以外の国の者が、保健婦・助産婦・看護婦の訓練を受けており、かつ、以下のいずれかに該当すること。
 - (1) その訓練が、登録簿の部分に登録することにあたる基準があると中央審議会が認めた場合。：若しくは、
 - (2) 上記にあたらぬが、その後、その申請者が、イギリスまたは他の国で審議会が求めるような追加的訓練を受けた場合。
- (4) 第3b項の命令は、当該部分の登録に対しては、(ECの理事会による登録の命令により) 定められた要件が満たされた場合のみ、ECの同等の資格があるとみなされる、と規定することができる。
- (5) 以下のものは、第3b項によりそのものの国の取り扱いによる方法で扱わなければならない。
 - (a) EEA加盟国以外の者：かつ
 - (b) EECの審議会規則第11条による権利、若しくは権限のある他の共同体の権利によって、看護専門家や助産専門家の範囲でその国の者と同様に扱われる権限のあるもの。

- (6) 第3c項の申請の場合、その規則は、以下のいずれかで行うことができる。
- (a) その者に必然的な英語の知識があると認められること：若しくは
- (b) その規則により、特定の期間内に英語の知識を得ることをその者に求めること（それがなされなければ、期日満了をもって、登録は失効する）。
- (7) 次の場合、その者は審議会がその証拠を受理した日から3ヵ月以内に、若しくは看護令第10条や助産令第11条によりその者の場合に承認されうる期間に、当該部分に登録されねばならない。
- (a) その登録の当該部分に記載するための申請が、第3b項での申請によってなされる場合：かつ
- (b) 中央審議会が、その者を登録されることができると求める適性及び資格という実質的証拠すべてを受理した場合：
- (8) 本法で、「EEA国」という文言は、EEA協定での締結国であることを意味する。「EEA協定」という文言は、1993年3月17日ブルッセルで調印された議定書により整備された1992年5月2日Oportoで調印された欧州経済地域の協定であることを意味する。EEA国に関する「国籍」という文言は、共同体条約という国籍と同じであることを意味する。

第9条〈EEA看護婦及び助産婦の登録のみなし〉

- (1) EEAの看護婦は、第21条5a項の2の遂行において、関係書類において、特定の期間（看護婦として実務を行っている間）、一般ケアの看護にあたり看護婦として登録されたとみなすこととする。
- (2) EEAの助産婦は、第21条5a項の2の遂行において、関係書類において、特定の期間、助産婦として登録されたとみなすこととする。

第10条〈登録簿から抹消及びその回復〉

- (1) 中央審議会は規則により、以下のような要件及び以下の手続きに関する状況を定めるものとする。
- (a) 期限付きか、もしくは無期限にか、ある者を非行、若しくはその他の理由により、登録簿から、また登録簿の部分的登録から抹消するための要件
- (b) 登録あるいは部分的登録から抹消される者が回復するための要件
- (c) ある者の登録簿における登録、或いは部分的登録を停止すべく命令しうる要件。すなわち、その命令において指定されうる期間においては、効力を有し

ないとされる。

- (d) ある者の登録簿、或いはその部分的登録の停止の回復しうる要件
- (e) 登録簿への記載を抹消、変更、回復するための要件
- (2) 審議会の委員会は、規則により、ある者の登録の抹消、回復、あるいは登録の停止、回復に対し、その処理の手続のため組織される。
- (3) 審議会は、第2項によりEEAの看護婦・助産婦のために、その者が非行かその他理由により採用を取り消すかどうかを判断するため委員会を組織するまでの手続きを規定することができる。
- (4) これらの規定がある者へは適応しないとされた場合、その者はEEA看護婦ではなくなる。また、そのような場合がおこれば、本法によりEEA助産婦も登録のみなしを中止する。また、その者は決定において特定される期間満了前に、またはそのような期間が特定されていなくとも、審議会の書面による同意を得ることなく看護婦及び助産婦として取り扱うことはできない。
- (5) 委員会はもっぱら、審議会の構成員から成り立つことを要しないが、審議会の構成員から成り立つ委員会である場合には、定足数は出席者の過半数のみとする規制により定めなければならない。
- (6) ある者の指示を決定するために構成された委員会の構成員は、規則により働く専門分野で正当なる評価を得て選ばれた者であることと定められる。
- (7) その諸規則は、後述の手続きに従って定められる。また、このような手続きにおいて、かつ、規則が特定する場合をのぞいて、審議会か委員会が組織される前に証明されるよう定めなければならない。
- (8) 本法附則2は本条が適応される手続きの行為につき、効力を有する。
- (9) ある者の登録簿、或いはその登録の一部が、第1c項により停止される場合、自分の名前がまだそのなかにあつたとしても、その者は登録簿、或いはその部分で登録されていない者として取り扱われなければならない。

第11条〈警告〉

- (1) 第10条の一般性に反しない限りで第10条に基づく規定により、懲戒手続の過程において、今後の処置という警告をするよう規定をおくことができる。
- (2) 第10条による規則は、又、懲戒手続の過程で、審議会によって将来的な警告をしたという警告記録を保管

するについての規定をおくこともできる。

- (3) 本条にいう「懲戒手続」とは、「非行を理由とする登録簿の抹消、或いは、その一部抹消をする手続」を意味する。

第12条〈不服申立て〉

- (1) 登録抹消あるいは、登録簿への記載を停止するという決定に、あるいは、その者のため、若しくは第10条3項及び4項により登録を抹消する、または変更するという決定に不服のある者は、審議会による決定通知を受け取った日から3ヵ月以内に、適当な裁判所に不服を申し立てることができる。また、その訴えは、
- (a) 裁判所は、申し立てに関する費用を含めて、そのことに関する適当と思われる指示を与えることができる。：かつ
- (b) 裁判所の命令は終局的なものとする。
- (2) 本条の主旨にある適切な裁判所とは、決定の通知を受け取る際のイングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドにある上诉人の住所にしたがって、高等法院、民事上裁判所若しくは北アイルランドの高等法院である。

第13条〈資格の詐称〉

- (1) (言葉によってあるいは書面において、名称や記述によって、ユニフォームやバッジをつけることによって看護婦と思わせること、あるいは他の行為により)故意に欺くものは犯罪を犯したものとする。
- (a) その者自身が看護・助産・保健活動において、資格ありと偽って称する場合、若しくは、
- (b) その者自身が登録簿に、若しくは当該部分的に登録されていると偽って称する場合。
- (2) 以下の場合、そのものは犯罪を犯したものとする。
- (a) 故意にその者が自身について主張したり、そのことを可能にする者を認めることは、偽ることになる。また、故意に本項1によりことをなすものは偽るものとなる。
- (b) 故意にそのものが、他のものに以下のようなことをさせること
- (1) その者自身の知識を偽ること、かつ
- (2) 故意に本項に基づく他のことで罪となることを他の者にさせる場合。
- (3) 本条により有罪となった者は、簡易手続きで基準のレベル4以内の罰金刑に問うことができる。

【助産婦に関する細則】

第14条〈助産所開業規定〉

- (1) 審議会は助産婦の開業に関する諸規則を定めることができる。これらの規則は、特に以下のことを定めうる。
- (a) 助産婦が一時休業しうる状況、また、その手続きを決定することができる。
- (b) 助産婦が開業しようとしている地域の地区の監督機関へ開業の意思の届出を求めることができる。
- (c) 諸規則に従って、登録された助産婦が教育課程に参加するよう求めることができる。
- (2) 助産婦に本条1項の届出をするよう求めるよう規則に定めるのであれば、その規則にしたがって、地区の監督機関は提出された届出を審議会に報告する義務を負う。

第15条〈助産所に関する地区の監督〉

- (1) 以下の機関は地区の監督機関とされる。
- (a) イギリス及びウェールズの保健機関
- (b) スコットランドの保健委員会
- (c) 北アイルランドの保健および社会保障委員会
- (2) 各地区の監督機関は、以下のようであればならない。
- (a) 第14条に基づく規則にしたがって、当該地区で開業する全ての助産婦に一般的監督が及ぶものでなければならない。
- (b) 当該地区で生じた助産婦の一応の非行事件を審議会に報告しなければならない。
- (c) ある助産婦の開業を一時停止するための審議会の規則により権能を有しなければならない。
- (3) 審議会は当該地区の助産婦の監督が及ぶよう地区の監督機関によって任命されうるものの資格を規則により規定することができる。また、規則にしたがって限定されるものを任命しなければならない。
- (4) 全国委員会は、本条に基づく職務の行使において、助言と指導する機関を定めるという責務がある。
- (5) 審議会は、本条第4項に基づき定められた助言と指導について監視するための水準を規則により定めることができる。

第16条〈資格を有しないものの出産の立会い〉

- (1) 登録された助産婦、若しくは登録された開業医以外の者は、出産に立ち会うことはできない。
- (2) 本条1項は、以下の者には適用しない

- (a) 緊急、若しくは不測の事態で出産になった場合
- (b) 開業医になる、若しくは助産婦になるという意思で訓練を受けており、GMC（General Medical Council 中央医師評議会）、若しくは全国委員会により承認された助産学の実務課程の部分として出産に立ち会うものである場合
- (3) 本条1項に反する者は、簡易手続きで基準のレベル4以内の罰金刑に問うことができる。

【財政上の規定】

第17条〈審議会及び委員会の財政〉

- (1) 審議会及び委員会は、保健婦・助産婦・看護婦の訓練、資格、試験、許可に関する代金を含めて、国務大臣の承認により各々決定された各代金を徴収することができる。
- (2) 審議会及び委員会が受け取った代金は、審議会及び委員会それぞれの経費を支払うために用いられることとする。
- (3) 国務大臣は、彼の承認を得た以下に関することで被った経費に対し、審議会及び委員会へ補助金を交付することができる。
 - (a) 保健婦・助産婦・看護婦の教育及び訓練において、審議会及び委員会が改良したこと
 - (b) 全国委員会が上記6条1 a・b項に基づき義務を果たすこと。
 - (c) 1992年保助看法（全体あるいは部分）の施行によること
- (4) 本条第3項に基づき国務大臣の補助金を交付された総額は、議会の定めによる収入分から支払うこととする。

第18条〈審議会及び委員会の会計〉

- (1) 審議会及び全国委員会は
 - (a) 適切な会計、帳簿は、国務大臣が指示できるように保持しなければならない。
 - (b) 各年度末には、大蔵省の指示を受け会計報告を国務大臣に提出しなければならない。
- (2) 審議会及び各委員会の会計は、国務大臣の命による方法及び人で監視しなければならない。また、国務大臣は、会計収支を作成するその年の11月30日に遅滞なく会計検査官や一般会計検査官へ、会計報告の写しを監査報告とともに送付しなければならない。
- (3) 本条第2項に基づく監査委員は、1989年の会社法25条の一般会計検査官として任命される資格のある者は

除外しなければならない。

- (4) 会計検査官と一般会計検査官は会計および監査報告書を監査し、確認し、監査の結果についての報告書を作成しなければならない。
- (5) 監査報告書のため、会計検査官や一般会計検査官は、審議会と委員会の会計及び会計に関するいかなる記録も検閲することができる。
- (6) 審議会及び各委員会は、毎年国務大臣が定めた期限内に、各年度毎の報告を提出しなければならない。また、本項に基づく報告書は、いくつかの委員会の報告書の場合において、国務大臣が定めた形式によらなければならない。
- (7) 国務大臣は各議会の前に、以下のことをはからなければならない。
 - (a) 本条第4項規定に基づき会計検査官や一般会計検査官により作成された報告書の写しとともに、会計検査官や一般会計検査官により確認された会計報告書の写し、審議会及び各委員会のための会計報告書：かつ
 - (b) 本条第6項規定に基づき審議会および各委員会により提出された報告書の写し

【一般的及び補足的】

第19条〈中央審議会規則〉

- (1) 審議会は本法を執行するため、また、特に、本法の委任による規則により決定されたことのため規則を作成することができる。
- (2) 本法による規則は、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランド各地に関して異なる規定を定めることができる。
- (3) 本法により規則を定める前に、審議会は、以下のことを協議しなければならない。
 - (a) ある集団の者の代表が、提案された規則によって不利益を被る可能性があることであれば：かつ
 - (b) イギリス各地の全国委員会まで、提案された規則が及びうるならば：
本b項規定については、提案された規則が委員会の機能に関係して中央審議会に関係するとは思えない際には、中央審議会に全国委員会で協議するよう求めてはならない。
- (4) 本法第10条に基づく規則は、命令により大法官が承認するまで権能を有しない。また、スコットランドの手続きに適用する場合には、検事総長が承認するまで、ということになる。他方、国務大臣が命令により承認

する場合に限り権能を有する。

第20条 <地域公文書>

(1) 以下に該当する登録された看護婦、若しくは助産婦は、中央審議会に必要な書類を申請することができる。また、中央審議会はその必要書類を提供しなければならない。

(a) EEA 州における看護婦、若しくは助産婦として、活動したい者：かつ

(b) 看護部、場合によっては助産部門において、問いあわされる資格に関する公的証明書の発行を求める者

第21条 <訪問している EEA 看護婦及び助産婦>

(1) 本法で、訪問している EEA 看護婦及び助産婦とは、以下の者をいう。

(a) EEA 州の国籍を有する者。

(b) 一般的ケアに責任を負う看護婦として、英国以外の EEA 州において正当に業務に従事している者。

(c) 適切な卒業証書を有する者。

(d) 訪問者として一時的に英国にいる者。

(e) 関係する書類を中央審議会に提出する者。

(2) 以下の者は、EEA 州であると同様に、本項 1 規定に基づき取りあつかわれなければならない

(a) EEA 州の国籍を有しない者。但し、

(b) 中央審議会法 (EEC) No.1612/68 の第 11 章に基づく権利によって、若しくは他の権限ある集団の権利によって、看護及び助産の専門家にアクセスすることで、EEA 州の国籍より有利に取り扱われる権限のある者。

(3) 訪問している EEA 看護婦及び助産婦は、英国で看護婦または助産婦として働く前に、関係書類を中央審議会に提出しなければならない。但し、看護婦は、突然の若しくは緊急の場合には、看護婦として働いた後に、可能な限り早期に書類を提供することができる。この規定は、第 16 条 2 a 項を妨げない。

(4) 本法にいう「適切な卒業証書」とは、証明書、若しくは、EEA 州が看護婦では看護部令により、助産婦では助産婦令により承認すると認めた正式な資格であるという他の証拠のことをいう。

(5) 本法において、「関係する書類」とは、以下のものをいう。

(a) 以下のことを表明する書面の宣言

その者は、一般的ケアに責任を有する看護婦として、

助産婦の場合は助産婦として、英国で業務を行うつもりであるということ。そのものが業務を行う予定であるその間の場所と期間。

(b) 中央審議会に關係する書類を提出する 1 年以内の間に、その者が EEA 国の的確な機関によって、第 1 b 項に述べられているように業務を行っていることを証明すること、あるいは、そのことの証明書。

(c) その者は、その国で一般的なケアに対する責務のある看護婦、助産婦として正当な業務をしていること。

(e) その者は、適切な卒業証書を得ていること。

(6) 本法にいう EEA 州の「的確な機関」とは、看護部令、助産婦令の目的としての的確であるとする EEA 州が意図した機関若しくは集団をいう。

「看護部令」とは、共通の卒業証書に関して、ギリシャ法の承認、スペイン及びポルトガル法、オーストラリア、フィンランド、スウェーデン法によって、適用・改正されたまたは、影響した一般的なケアに関する責任ある看護婦として正式な資格のあることを証明するもの、あるいは他の証明に関する EEC の審議会令 452 の 77 号をいう。

「助産婦令」とは、… (略 筆者) …。

また、「EEA 加盟国」「EEA 州」「国籍」とは、第 8 条 8 項に基づき解釈される。

(7) 本法にいう「ギリシャ法の承認」とは、1979 年 5 月 28 日アテネで調印された EC の Hellenic Republic の承認に関する条約に付された法律をいう。(以下、「スペイン及びポルトガル法」、「オーストラリア、フィンランド、スウェーデン法」については略す。…筆者)

第22条 <解釈及び補充的>

(1) 本法では、

「命令により」ということは、制定法上の指示による命令をいう。

「中央審議会」と「審議会」とは、第 1 条 1 項に述べられている集団をいう。

「選挙された構成員」や「選挙制度」とは、本節 1 条 3 項によるものをいう。

「全国委員会」及び「委員会」とは、本節 5 条 1 項に述べられている集団をいう。

「指示する」とは、國務大臣の命令による指示をいう。

「専門職者の登録簿」とは、第 7 条 1 項に基づく審議会によって管理された登録簿をいう。また、「登

録」と「登録簿」は、そのとおりに解釈されるものとする。

「規則」とは、中央審議会により定められた規則をいう。

「訓練」とは、教育を含むものである。

また、「業務をしている」と扱われる者は、保健婦・助産婦・看護婦の資格により、その者が能力の範囲内で働いていなければならない。

- (2) 本法による命令は、いずれかの議会の決定を遂行し、取り消されなければならない。但し、第19条5項、24条3項、24条4項に基づく命令、もしくは附則2に基づく命令には適用されない。
- (3) 本法の附則3は、北アイルランドとこの国の保健婦・助産婦・看護婦の全国委員会の適用について述べている本法の規定を適用に効力を有する。

第23条〈重要改正〉

- (1) 本法附則4で述べられている規定は、その附則に従い改正されなければならない。
- (2) 移行期の規定及び補足的規定を含む本法の附則5は有効である。
- (3) 本法附則6で述べられている規定や指示は、別表3の限定において廃止若しくは撤回される。

第24条〈雑則〉

- (1) 本法は、引用する場合には、保助看法1997とする。
- (2) 本法は以下の3項により、議会を通過した日の3ヶ月後より執行する。
- (3) 国務大臣が命令をもって定める日まで、第6条1a項規定は、「委員会の指示で規定、他の規定の調整をする」という文言を(1)で述べられている文言に代えて北アイルランドで適用しなければならない。
- (4) 本法5条6項は、国務大臣が命令をもって定める日から失効する。
- (5) 3項若しくは4項に基づき異なる意図で異なる日を指定することができる。
- (6) この法は北アイルランドにも及ぶ。

附則1【中央審議会の構成】

附則2【審議会及び委員会の措置】

附則3【北アイルランドおよびその全国委員会への適用】

附則4【重大な改正】

附則5【移行期の規定】

(以上、Nurse, Midwives and Health Visitors Act 1997: The Stationery Office: LONDONより)

【注】

- (1) 我が国では、保助看法を Public Health Nurse, Midwife and Nurse Law (参考文献5. 151頁参照)と表記している。本稿では、Nurse, Miswives and Health Visitors Act を我が国の保助看法としても用いることとした。なお、Health Visitors を保健婦と訳するのは、参考文献6に従った。
- (2) EEA (欧州経済地域)とは、EUとEFTAの加盟国により構成される共同市場であり、ECの市場総合の規則をもとに労働力も自由化されている。

【参考文献】

1. Bryan A. Garner: Black's Law Dictionary (7ed): WEST GROUP: 1999.
2. Jonathan Montgomery: Health Care Law: Oxford, 1997: 151 - 161.
3. Margaret Brazier and John Harris, ed. Ethics, law and nursing: Manchester University Press: 1996: 18 - 34.
4. Stuart Skyte (訳: 武山満智子)「英国の看護職規定法」『看護』Vol.50. No.13, 58 - 61.
5. 石田名香雄 監修: 医学英和辞典: 研究社; 1999.
6. 林滋子編. 看護の定義と概念 第2版: 日本看護協会出版界; 1989.